

契約の保証に関する事項

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の（1）から（5）のいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、原則として次の（1）から（3）までの保証を選択するものとする。

(1) 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等（金銭保証人）の「保証（証）書」

[注] ア 金銭保証人となれる者は次のとおりである。

(ア) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社

イ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ 保証の相手方は、「四街道市」であること。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

キ 保証債務履行請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は四街道市が取得し、違約金に充当される。

ケ 工事完成後、保証書（保証契約変更契約書を含む。）を請負者を經由して銀行等へ返還する。

なお、保証事業会社の保証証書については、返還しない。

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

[注] ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が工事請負契約に関して請負者の債務の履行を保証するものである。

イ 公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が「四街道市」であること。

ウ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

エ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

オ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

カ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保証金が支払われたときは、保証金は四街道市が取得し、違約金に充当される。

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

- [注] ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険である。
- イ 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。
- ウ 履行保証の被保険者（保険金受取人）が「四街道市」であること。
- エ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上であること。
- オ 保険期間は、工期全体を含むものであること。
- カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）される場合は、契約保証の内容（保険金額、保険期間）の変更を行う。
- キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは、保険金は四街道市が取得し、違約金に充当される。

(4) 契約保証金（現金）納付に係る歳入歳出外現金の「領収証書」

- [注] ア 歳入歳出外現金の「領収証書」は、契約保証金相当額の現金を四街道市に払い込むことにより交付を受けること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約事務担当者等の指示に従うこと。
- ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は四街道市に帰属し、違約金に充当される。
- エ 工事完成後、保管金の返還手続きを行う。

(5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供に係る「保管証書」

- [注] ア 有価証券の「保管証書」は、契約保証金に相当する金額の有価証券（国債及び地方債）を四街道市に預け入れることにより交付を受けること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約事務担当者等の指示に従うこと。
- ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は四街道市に帰属し、違約金に充当される。
- エ 工事完成後、有価証券の返還手続きを行う。